

青森市消防団員等公務災害補償条例（平成十七年条例第二百二十八号）

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第一条・第二条 略</p> <p>第三条 団員がその身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第四条～第三十四条 略</p> | <p>第一条・第二条 略</p> <p>第三条 団員がその身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第四条～第三十四条 略</p> |